

お給料の支払いについてのおさらい

毎月、労働者さんにお支払いされているお給料。その支払いについて法律では“5つのルール”が決まっています。今回はその「5つのルール」について整理いたします。

ルール1 通貨払い

お給料は強制通用力のある貨幣（要は「円」）で支払わなければなりません。よって現物での支給は会社に労働組合がある場合を除いて、できません（通勤定期券の支給も現物支給にあたります）なお支払いに関しては手渡しもしくは労働者の同意があれば本人の預金口座に振り込むことも可能です。

ルール2 直接払い

お給料は直接、労働者本人に払わなければなりません。よって本人以外の代理人（サラ金業者など）に支払うことはできません。ただし、本人が病気などで取りに来れない場合、奥さんなどへ代わりに支払うことは差し支えないとされています（これを「使者払い」といいます）

ルール3 全額払い

働いた分のお給料は全額払う必要があります。ただし例外として、法律で決まっているもの（社会保険料や税金など）についてはお給料から天引きして差し支えありません。あと、会社が任意に天引きするもの（旅行積み立て金、弁当代、親睦会費など）については労使協定（会社と労働者の代表が書面で約束を交わすことをいいます）を結んだ上で行う必要があります。

ルール4 毎月払い

お給料は毎月1回以上、支払わなければなりません。ただし、ボーナスやイレギュラーで支払われる給料についてはこの限りではありません。

ルール5 一定期日払い

お給料は周期的に到来する一定の期日を定めて支払わなければなりません。よって「毎月15日から20日までの間」のように日を特定しなかったり、「毎月第二土曜日」などのように月7日の範囲で変動するような定めはできません。

☆ 編集後記 ☆

大変ショッキングな事が……。先日、貝塚市の二色の浜というところで潮干狩りをしてそのお土産としてアサリ800gいただいたのですが、自宅で砂抜きに失敗して、なんと全部ダメにしてしまったんです(T_T)

しかし、ダメになったアサリって鼻がもげるくらい、ものすごい臭気を放つんですね。知らなかったのでいい勉強になりました（泣）



つらい思い出の二色の浜…

みらい労働法務事務所

〒530-0053

大阪市北区末広町3-21 扇町センタービル6F

Tel : 06-6809-5092

Fax : 06-6809-5093

e-mail info@mirai-sr.com

URL http://mirai-sr.com



代表社会保険労務士
谷口 史晃